

**【届書・申請書名】**

健康保険・厚生年金保険被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届

**【手続概要】**

育児休業終了日に3歳未満の子を養育している被保険者が、育児休業終了後に受け取る報酬に変動があった場合には、通常の随時改定に該当しなくても（固定的賃金の変動がなくてもよく、1等級以上の差があればよい）被保険者からの申し出に基づき、事業主が社会保険事務所へ届け出ることにより、標準報酬月額の変更を行うことができます。

標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日の月以降の3か月間に受けた報酬（支払基礎日数が17日未満の月は除く）の平均額により決定し、その翌月から改定されます。

これにより、実際の報酬に応じた標準報酬月額（保険料負担）となります。

**【手続根拠】**

健康保険法第43条の2

健康保険法施行規則第26条の2、第38条の2

厚生年金保険法第24条の2

厚生年金保険法施行規則第10条、19条の2

**【添付書類】**

なし

**【提出者】**

被保険者（事業主経由）

**【提出先】**

事業所の所在地を管轄する社会保険事務所

**【提出方法】**

窓口持参、郵送

**【提出期限】**

すみやかに